

(重要) 本事務連絡は、9月28日(火)に決定された緊急事態宣言等の終了に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

9月28日に決定された緊急事態宣言等の終了について

9月28日、第77回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という。)に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月30日をもって緊急事態措置を終了することが決定されました。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)についても、同じく令和3年9月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月30日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示が行われました。

また、上記を踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本方針」という。)の改正が行われております。

さらに、同日付で各都道府県知事等宛に「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年9月28日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)が発出されております。本事務連絡においては以下の通りスポーツ活動に関わる事項も示されております。

1. 催物の開催制限

(1) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱い

(略) 特定都道府県又は重点措置区域から除外されてから1か月の経過措置として、

当該期間中の催物開催の目安については、令和3年7月8日付け事務連絡1. (3)のとおり目安等を取り扱うこと。

なお、当該期間中であっても、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に再び公示された場合についても、令和3年9月9日付け事務連絡1. (1)及び(2)によること。

① 催物の開催制限の目安等

● 北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については、令和3年9月30日をもって緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外されたことから、1か月間(10月30日までの間)、経過措置を適用することとする。

● 収容定員が設定されている場合、人数上限は、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方を上限とする。なお、収容定員が設定されていない場合は、10,000人以下で開催すること。

● 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月12日付け事務連絡1. (1)②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、「同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない(日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる)と考えられるため、その趣旨に照らし、各都道府県において、適切に周知広報を行うこと。

(略)

② 営業時間短縮等の要請

● 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各都道府県が適切に判断すること。

なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。

③ チケット販売の取扱い

● 遅くとも令和3年9月9日付け事務連絡に定められた周知期間終了時点(遅くとも9月12日)までに販売されたものに限り、上記①及び②は適用せず、各都道府県が定めた周知期間までに販売したチケットをキャンセル不要と扱うこと。

● 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。

(略)

2. 施設の使用制限等

(1) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱い

① 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県

下記（２）の取扱いに向けて、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、都道府県知事の判断により、対策を段階的に緩和することとなる。具体的には、下記の点に留意し、要請等を行うこと。

（略）

イ 飲食店以外の法施行令第 11 条第 1 項に規定する施設

地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、営業時間短縮等の要請（法第 24 条第 9 項）又は働きかけ（法第 24 条第 9 項にはよらない）を行うこと。

②まん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された都道府県
上記（１）①イと同様に取り扱うこと。

（略）

6. 技術実証の枠組の下での行動制限の緩和に当たっての留意事項について

基本的対処方針二⑩のとおり、「技術実証に際しては、行動制限の緩和については特例的に取り扱う。」として、ワクチン・検査パッケージ等に関する技術実証の枠組みの下で行動制限の緩和を 10 月中に実施することとしており、近日中に技術実証実施要領を発出予定であるところ、下記の点に留意すること。

（１）イベント

人数上限等は、技術実証の必要性等に応じて柔軟に対応することができることとする。事前に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室にご相談いただきたい。

なお、大規模施設等の実証調査については 7 月 8 日付け事務連絡 1.（３）等において、

- ・人数上限を最大 20,000 人に緩和すること、
- ・実証調査を行う当該都道府県が、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を実施すべき区域ではないこと

等を通知しているが、本技術実証とは異なる実証である点ご留意いただきたい。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

（参考資料）

- ・令和 3 年 9 月 28 日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第 77 回）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030928.pdf

- ・令和 3 年 9 月 28 日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第 77 回）における菅内閣総理大臣の発言

https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202109/28corona.html

- ・令和3年9月28日菅内閣総理大臣記者会見
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0928kaiken2.html
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年9月28日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210928.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年9月28日）（新旧対照表）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210928.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了（令和3年9月28日発出）
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210928.pdf
- ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年9月28日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210928.pdf

〔過去の事務連絡〕

- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年9月9日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210909.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年7月8日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210708_2.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年2月26日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf?2021027
- ・来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連

絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113

- ・ 11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付 各都道府県知事・各府省庁担当課宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

[その他]

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

- ・ 新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html

- ・ スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・ 緊急事態宣言下における安全な運動・スポーツの実施について（令和3年1月8日付 各都道府県・指定都市スポーツ主管課宛 スポーツ庁健康スポーツ課 事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210112-mxt_kouhou01-000004520_05.pdf

- ・ 新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791、2673） メール：sseisaku@mext.go.jp